# 障がいを理由とする差別事案解決の仕組み

障がいを理由とする差別に関する相談

## 1　相談（条例第８条）

障がい者支援課が対応

相談

①関係者への事実の確認及び調査
②関係者への説明及び助言
③関係行政機関への通知
④その他必要な対応

解決

未解決

## 2　助言又はあっせんの申立て（条例第９条・規則第２条）

【申立て】障がいのある人など　→　市　長

## 3　助言又はあっせん（条例第 10 条・規則第３条・第４条）

①諮　問

市　長

青森市障がい者差別解消調整委員会

【役　割】
助言又はあっせんを行うことの適否を判断

②答　申

関係者に対し助言又はあっせん

①助言又はあっせんを行うことの適否について諮問
②諮問に対する答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適当と認めた場合は、関係者に対し助言又はあっせんを行う。

未解決

## 4　勧告（条例第 11 条・規則第５条）

差別を行ったと認められる者へ助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

障がいを理由とする差別の解消